

様式4号

契 約 変 更 の 内 容

事務所名：福島地方環境事務所

工 事 名	令和2年度中間貯蔵施設（双葉1工区）の受入分別処理・貯蔵工事（第3回変更）
契約変更年月日	令和5年2月28日
工事種別	土木工事
工事場所	福島県双葉郡双葉町
契約業者名	前田・奥村・鴻池特定建設工事共同企業体
契約業者の住所	宮城県仙台市青葉区二日町4番11号
工期（自）	令和3年1月19日
工期（至）	令和6年3月29日
工事概要	(1) 受入・分別処理工事 1) 受入・分別処理工事 2) 解体・撤去工事 (2) 土壌貯蔵施設工事 1) 堰堤工・遮水工 2) 埋立工 3) 被覆工（キャッピング工）
契約金額	金20,471,000,000円（消費税込）
変更後の契約金額	金20,471,000,000円（消費税込）
変更理由	受入分別処理工事及び土壌貯蔵施設工事の計画の見直し等により、各工種の数量が変更になったため、設計変更するものである。

様式4号

契約変更の内容

事務所名：福島地方環境事務所

工 事 名	令和2年度中間貯蔵施設（双葉1工区）の受入分別処理・貯蔵工事（第2回変更）
契約変更年月日	令和4年7月20日
工事種別	土木工事
工事場所	福島県双葉郡双葉町
契約業者名	前田・奥村・鴻池特定建設工事共同企業体
契約業者の住所	宮城県仙台市青葉区二日町4番11号
工期（自）	令和3年1月19日
工期（至）	令和6年3月29日
工事概要	(1) 受入・分別処理工事 1) 受入・分別処理工事 2) 解体・撤去工事 (2) 土壌貯蔵施設工事 1) 堰堤工・遮水工 2) 埋立工 3) 被覆工（キャッピング工）
契約金額	金20,471,000,000円（消費税込）
変更後の契約金額	金20,471,000,000円（消費税込）
変更理由	受入分別処理工事及び土壌貯蔵施設工事の数量の精査等により、各工種の数量が変更になったため、設計変更するもの

様式4号

契約変更の内容

事務所名：福島地方環境事務所

工 事 名	令和2年度中間貯蔵施設（双葉1工区）の受入分別処理・貯蔵工事（第1回変更）
契約変更年月日	令和4年1月4日
工事種別	土木工事
工事場所	福島県双葉郡双葉町
契約業者名	前田・奥村・鴻池特定建設工事共同企業体
契約業者の住所	宮城県仙台市青葉区二日町4番11号
工期（自）	令和3年1月19日
工期（至）	令和6年3月29日
工事概要	(1) 受入・分別処理工事 1) 受入・分別処理工事 2) 解体・撤去工事 (2) 土壌貯蔵施設工事 1) 堰堤工・遮水工 2) 埋立工 3) 被覆工（キャッピング工）
契約金額	金20,471,000,000円（消費税込）
変更後の契約金額	金20,471,000,000円（消費税込）
変更理由	受入分別処理工事及び土壌貯蔵施設工事の数量の精査等により、各工種の数量が変更になったため、設計変更するもの

様式3号

契約の内容

事務所名 福島地方環境事務所

工 事 名	令和2年度中間貯蔵施設（双葉1工区）の受入分別処理・貯蔵工事
契 約 年 月 日	令和3年1月18日
契 約 方 法	随意契約
工 事 場 所	福島県双葉郡双葉町地内
工 事 種 別	土木工事
契 約 業 者 名	前田・奥村・鴻池特定建設工事共同企業体
契 約 業 者 の 住 所	宮城県仙台市青葉区二日町4番11号
工 期 （ 自 ）	令和3年1月19日
工 期 （ 至 ）	令和6年3月29日
工 事 概 要	(1) 受入・分別処理工事 1) 受入・分別処理工事 2) 解体・撤去工事 (2) 土壌貯蔵施設工事 1) 堰堤工・遮水工 2) 埋立工 3) 被覆工（キャッピング工）
契 約 金 額	20,471,000,000円（消費税込）
予 定 価 格	20,471,550,000円（消費税込）

随意契約理由書

施設名：福島地方環境事務所

工 事 名	令和 2 年度中間貯蔵施設(双葉 1 工区)の受入分別処理・貯蔵工事
契 約 業 者 名	前田・奥村・鴻池特定建設工事共同企業体 代表者 前田建設工業株式会社 東北支店
随意契約理由	<p>中間貯蔵施設における除去土壌等の受入・分別施設は、放射性物質を含む様々な性状をした除去土壌等が大量に搬入され、それらを効率的かつ確実に処理するとともに、作業員の被ばくをできる限り低減する分別処理設備を有している必要がある。</p> <p>この特殊性に鑑み、双葉町大字郡山地内に所在する受入・分別施設は、前田・奥村・鴻池特定建設工事共同企業体が、「平成 29 年度中間貯蔵（双葉 1 工区）土壌貯蔵施設等工事」において独自の技術を用いて設置したものである。</p> <p>この独自の技術は「放射能汚染物の分別処理システム及び分別処理方法」であり、具体的には、破袋可能な容器に収納された放射能汚染物について、「搬入手段」→「破袋手段」→「第 1 の分別手段（第 1 の可燃物分離手段含む）」→「改質材混合手段」→「第 2 の分別手段（第 2 の可燃物分離手段含む）」→「第 3 の分別手段」→「搬出手段」から構成される放射能汚染物の受入・分別処理を実施するための総合的処理システムであり、前田建設工業株式会社が平成 30 年 7 月 13 日に特許申請し、前田建設工業株式会社が運営する工事以外の第三者に実施許諾を行わないとするものである。</p> <p>このため本施設を利用して、除去土壌の受入・分別処理を実施することが出来る者は、前田・奥村・鴻池特定建設工事共同企業体に限られる。</p> <p>また、別途システムの整備を行うとした場合、多額の追加費用が発生するとともに、大幅な工期の遅れが生じ、復興事業の進捗に多大な影響を及ぼす結果となる。</p> <p>以上のことから、会計法第 29 条の 3 第 4 項及び国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 13 条第 1 項により、競争に付することなく、前田・奥村・鴻池特定建設工事共同企業体と随意契約を締結するものである。</p>